

尼崎市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年11月26日 午後4時6分～午後5時40分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	西 野 信 幸
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	尾 田 勝 重
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
教育総合センター所長	西 川 嘉 彦
社 会 教 育 部 長	牧 直 宏
企 画 管 理 課 長	高 木 健 司
施 設 整 備 担 当 課 長	山 口 泰 範
職 員 課 長	竹 原 努
学 校 保 健 課 長	村 田 和 彦
中 学 校 給 食 担 当 課 長	小 島 大 作
生 徒 指 導 担 当 課 長	東 政 信
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	荻 田 昭 憲

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第48号 平成30年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第49号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第50号 平成31年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
- (4) 議案第51号 平成31年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
- (5) 議案第52号 平成31年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
- (6) 議案第53号 職員の人事について

日程第3 協議・報告

- (1) 平成31年度尼崎市小学校給食費の改定(案)について
- (2) いじめの重大事態について

#### 日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時6分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
日程第2の「議事」について、「議案第48号 平成30年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」及び「議案第49号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第48号」及び「議案第49号」は、公開しないことと決しました。

次に、「議案第53号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第53号」については、公開しないことと決しました。

次に、日程第3「協議・報告事項」の「いじめの重大事態について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「いじめの重大事態について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 10月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。10月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。  
次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第50号 平成31年度 尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」、「議案第51号 平成31年度 尼崎市立高等学校教職員異動方針について」、及び「議案第52号 平成31年度 尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原職員課長。

職員課長 職員課長でございます。議案第50号から第52号までの3議案について、順にご説明申し上げます。これら3議案は、学校園教職員の次年度に向けた人事異動に関する基本的な方針を定めようとするものでございます。いずれも、全体的に、概ね昨年度並みの内容としておりますが、それぞれ主な変更点を中心に説明させていただきます。議案書41ページの「平成31年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針(案)」をお開きください。本案は、兵庫県教育委員会が定める「平成31年度公立学校 教職員異動方針」に基づき、本市の実情を勘案し、尼崎市立小学校、中学校、特別支援学校の県費負担教職員の人事異動に係ります基本的な方針や、実施方法を定めるものでございます。「1 基本方針」の「(1)」につきましても、長期勤務者の解消が図れてまいりましたことから、昨年度「人事の刷新」としていたところ、「適材適所の配置」に変更いたしました。次に、「2」の「実施に当たっての留意事項」でございます。「(1)」の「配置換え」ですが、昨年度と同様、①にありますように、異動の対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とし、アにありますように、現任校で8年以上在勤したものは、原則として配置換え、また、イにありますように新規採用後の現任校において6年在勤した者は、配置換えを行います。加えて、ウにありますように、統合校、現在は難波の梅小学校、わかば西小学校及び小田中学校が対象となりますが、これらの学校におきましても、別途協議の上、学校運営に支障がないよう計画的に異動を推進いたします。「⑤幅広い視野を持つ教職員を育成するための異校種への配置換えを積極的に進める。」ですが、職務経験を豊かにし、幅広い分野に対応できる人材の育成をめざし、今後も推進してまいりますが、課題もありますことから、本人の資質等を十分に考慮しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。  
「(3) 管内外交流」です。昨年度は「管外交流」としておりましたものを「管内外交流」に改めました。この場合の管内は阪神教育事務所管内、管外は西播磨、東播磨教育事務所管内等、阪神以外の教育事務所を意味しております。管内外交流にあたっては1対1を原則とします。近年、尼崎市から教員の転出者が多かったことについて県教委に是正を求め、一定の調整が実施されておりますが、今後も引き続き1対1交流に向け是正を求めてまいります。また、新規採用教員ですが、本市で臨時的任用を経験し、

本年度合格した優秀な人材につきましては、学校長からの情報を元に本市への採用面談の提示を県教育委員会に強く働きかけたいと考えております。最後に、「(4)」の「意見聴取」に記載いたしておりますように、異動及び再任用者の配置に当たっては学校の教職員構成、本人の希望及びその他の事情につきまして、これまで同様、十分に校長から意見聴取を行うものでございます。以上で「議案第50号 平成31年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

次に「議案第51号 平成31年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」をご説明いたします。議案書43ページをお開きください。本案は、尼崎市立高等学校の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。「1」の「基本方針」ですが、議案第50号の小・中・特別支援学校教職員の異動方針とは異なり、「(1)」は昨年度と同様、「人事の刷新」としてしております。これは、市立高等学校におきましては、市立学校間の異動や県市間の人事交流などが進んでいないことから、引き続き「人事の刷新」としているものです。こうした現状を踏まえ、「2」の「実施に当たっての留意事項」におきましても、「(1)」の「①」にありますように、原則として「現任校3年以上在勤した者」を異動対象者とし、「ア」にありますように、「現任校9年以上在勤した者については、可能な範囲で市立学校間の異動を行う。」としております。最後の「(2) 意見聴取」ですが、小・中・特別支援学校と同様、「異動及び再任用者の配置にあたっては、学校の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、校長から十分、意見聴取する。」こととしております。以上で「議案51号 平成31年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

最後に、「議案第52号 平成31年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」をご説明いたします。議案書45ページをお開きください。本案は、尼崎市立幼稚園の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。「1」の「基本方針」ですが、議案第51号の市立高等学校教職員の異動方針と同様、市立幼稚園におきましても、市立幼稚園間の異動が進んでいないことから、「(1)」は昨年度と同様、「人事の刷新」としてしております。次に「2」の「実施にあたっての留意事項」ですが、「(1)」の「①」にありますように、原則として「現任園3年以上在勤した者」を異動対象者とし、「ア」にありますように、「現任園5年以上在勤した者については、積極的に異動を行う。」と、今年の「可能な範囲で」から文言を変更いたしました。円滑な人事異動について園長からの理解も進んでまいりましたことから、さらに推進していきたいと考えておりますが、課題もありますことから、本人の資質等を十分に考慮しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。最後の「(3) 意見聴取」ですが、小・中・特別支援学校や市立高等学校と同様、「異動及び再任用者の配置にあたっては、幼稚園の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、園長から十分、意見聴取する。」こととしております。なお、幼稚園につきましては、現時点において9園体制に向けて平成30年度末で1園の閉園が確定しており、それらの状況を踏まえ、計画的な人事異動を推進してまいります。以上で、「議案第52号 平成31年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。これら3件の異動方針につきましては、議決をいただきました後、速やかに校園長に周知し、

異動方針に則しました、平成31年度の人事異動の事務にとりかかりたいと考えております。以上で、議案第50号から第52号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 高等学校については、尼崎市の市立高等学校間でしか異動はないのか。

職員課長 任用は県での採用になりまして、県市間交流などもありますが、現状としてはなかなか異動できておりませんので、積極的に進めていきたいと考えております。

徳山委員 市立の高校は尼崎高等学校と双星高等学校との異動ということか。

職員課長 全日制で尼崎高等学校と双星高等学校があり、定時制で琴ノ浦高等学校がございます。

松本教育長 補足ですが、小中学校では発令をする任命権者は県で、身分は市の職員として服務監督者も市になります。また、高等学校は、市で採用試験と任用を行い市の職員として働くのが本来の形であると思いますが、実際は県で試験を行い、合格者の中から県が市立の高等学校の面接に行かせて市に配属されるという流れになっています。また一度市立の高等学校に配属されると、市の職員としてその後も働くことになりこれが全日制の場合です。定時制であれば、小中学校と同じように県が人事を行っています。

磯田委員 小中学校の教員で年度途中で退職される人はどれくらいいるのか。

職員課長 退職については浦風小学校の臨時講師1名になりますが、今年度については出産される方が多いため、産前・産後休暇や育児休暇を取得されて、そこに臨時講師が入る場合が多いです。

磯田委員 その時は迅速に対応できる体制にあるのか。

職員課長 通常であれば対応できますが、今年度は出産される方がかなり多かったため阪神間の各市でも対応できる教員がないかを問合せましたが、現状としては音楽の先生が足りませんでした。

磯田委員 人材バンクのような制度はあるのか。

職員課長 そのような制度はありますが、その制度でも補えきれないほど、今年度は出産が多かったということが現状になります。通常の年齢構成であれば対応できたかと思いますが、教員も若くなってきておりますので今年度は対応しきれませんでした。

磯田委員 年度途中の場合、特に対処が大変だと思います。

職員課長 学校側になるべく迷惑をかけないように、短期間で探すようにし、過去に勤務されたOBの方にも当たっています。

濱田委員 幼稚園の先生の年齢構成は。

職員課長 園長でほしい40代で、講師も若い方が多いです。

濱田委員 幼稚園はほとんどが正規職員か。

職員課長 正規職員と臨時職員の両方がいますが、臨時職員は各園で複数名います。

濱田委員 幼稚園の学級数が縮小する時、臨時講師の数で調整するということだったが、調整しきれずに過員となることはないのか。

管理部長 幼稚園の場合は規則で、臨時講師は定数の3分の1以下と定められており、定数すべてが正規職員になることはありません。減になることも想定して臨時講師の採用を行っています。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第50号」から「議案第52号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第50号」から「議案第52号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「平成31年度尼崎市小学校給食費の改定（案）について」を議題とします。説明を求めます。村田学校保健課長。

学校保健課長 学校保健課長でございます。それでは、小学校の給食費の改定につきまして、お手元にお配りしております「平成31年度尼崎市小学校給食費の改定（案）について」と記載しましたシートを使ってご説明申し上げます。46ページをご覧ください。経緯でございますが、1行目記載のとおり、①平成26年4月に消費税が5%から8%に改定したときに据え置きのままだったこと、②給食回数は平成23年度は179回であったが、平成30年度は183回に、授業日数確保のために4回増やしたこと、③食材の物価高騰、特に生鮮野菜、魚介類、肉類、卵が高騰したことなどもあり、給食費会計は厳しい状況にあります。平成31年4月から1食あたり240円、月額4,000円に改定します。47ページの上の表をご覧ください。尼崎市小学校給食物資

の価格変動状況でございます。上から6行目の野菜類ですが5年前と比較し、106%に増加し、その4行下の魚介類は112%に増加、肉類は112%に増加、卵類は116%に増加しています。下の表をご覧ください。この表は献立内容比較、平成25年度から平成29年度まで1期当たりの出現回数でございます。平成25年度と比べ、魚料理は4回から平成29年度は3回になり、魚の種類も鮭から安いまずに変更しています。給食費が改定されましたら、平成31年度は回数を4回に増やしたいと考えています。牛肉につきましても平成25年度と比べ、105gから65gに減少し、鶏肉も140gから80gに減少しています。給食費改定がされましたら、平成23年度の給食費改定当時の元の状態に戻したいと考えています。次ページの上の表をご覧ください。この表は他市町の小学校の給食費の状況（平成30年10月26日現在）でございます。1行目の神戸市は1食当たり260円、平均月額4,350円、年額47,850円でございます。次の行の西宮市は1食当たり250円、平均月額4,250円、年額46,750円でございます。No.8の尼崎市は阪神間の市の中で最も安い金額です。阪神間の平均は1食当たり240円、平均月額4,008円、年額44,079円でございます。兵庫県の平均は1食当たり246円、平均月額4,136円、年額45,496円でございます。全国の平均は1食当たり250円、平均月額4,323円、年額47,553円でございます。下の表をご覧ください。この表は尼崎市小学校給食費の改定状況と改定（案）でございます。下から2行目の平成23年4月のデータが現在の尼崎市小学校給食費です。1食あたり222円で、月額で3,700円、年額で40,700円です。給食に係る食材費の購入費に充てており、現在まで8年間、据え置いていました。次の行が改定案でございます。平成31年4月から1食あたり240円、月額4,000円、年額44,000円に改定いたします。月額は3,700円から300円アップの4,000円に改定いたします。46ページをご覧ください。第41回兵庫県都市代表者会議においても県下29市のうち9市が給食費の改定を予定していることを踏まえ、今回、8年ぶりに給食費の改定を行うものでございます。今後の給食費の改定スケジュールにつきましては、尼崎市学校給食協会理事会は11月16日に、尼崎市学校給食協会評議員会は11月21日に承認をいただきました。本日、教育委員会でご報告後、PTA連合会等関係機関と11月下旬に協議を行い、12月上旬の文教委員協議会で報告、保護者説明会を実施後、保護者あてに通知を予定しています。尼崎養護学校の給食費につきましても、従来から小学部は小学校の金額と同額でしたので、今回同額に改定いたします。中学部及び高等部ともに小学校（小学部）との量の違いにより、従前から金額を設けておりましたので、中学部及び高等部も給食費を学校と協議し改定いたします。以上をもちまして、「平成31年度尼崎市小学校給食費の改定（案）について」のご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 給食費の未払いはどれくらいあるのか。

学校保健課長 小学校41校で約150万円程ですので、1校あたり3、4万円の未払いになりま

す。校長、教頭、教員と未払いの回収に努めていただいておりますので、未払い者数としては55人程になります。

徳山委員 給食費の改定については保護者にはこれから説明するのか。

学校保健課長 尼崎市学校給食協会理事会と尼崎市学校給食協会評議員会にはPTA連合会の代表の方が入っておりますが、PTA連合会への説明はこれからになります。

徳山委員 PTA連合会で反対されは場合はどうなるのか。

学校保健課長 ご理解いただけるよう丁寧な説明をさせていただこうと思っております。

徳山委員 生活保護世帯についてはどうなるのか。

学校保健課長 財政の当局と調整済みであり、生活保護世帯についてはその分負担されます。

濱田委員 生活保護世帯について市はどれくらい負担しているのか。

学校保健課長 今回の値上げに伴って生活保護世帯では約300万円程増額し、準要保護世帯については約600万円程増額する予定です。

仲島委員 集めた給食費だけで補えているのか、それとも市がいくらか負担しているのか。

学校保健課長 集めた給食費だけで賄っております。

松本教育長 給食費は食材費だけに充てているのか。

学校保健課長 そのとおりです。食材費や人件費、光熱費全体では一食あたり約450円程になりますが、保護者からの給食費は食材費分のみになります。

徳山委員 1期とは学期ごとの意味でいいのか。

学校保健課長 4月10日から5月10日あたりまでの一区切りを1期と尼崎市独自で呼んでいますが、5月11日あたりから6月3日あたりまでを2期と呼んでおり、回数割りをしております。1学期で4期、2学期で4期、3学期で3期になり、年間11期になります。1期はだいたい17回です。

磯田委員 物資調達で購入期に合わせて期に分けていると以前聞いたのだが。

学校保健課長 そのとおりです。できるだけ均等になるように、回数割りをして期を設定しています。補足ですが、47ページの②献立内容比較ですが、回数は1期あたりの出現回数

になり、使用量は1期全体での使用グラムになります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。  
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。教育委員会11月定例会報告事項になります。64ページをお開きください。総務関係では、11月5日に第14回政策推進会議があり平成30年度全国学力・学習状況調査結果報告についての案件がありました。また、11月21日に第15回政策推進会議があり尼崎市中学校給食基本計画の改定についての案件がありました。この2件について11月28日の文教委員会で報告します。学校教育関係、社会教育関係はご清覧のとおりになります。12月主要行事予定としましては、12月4日から12月19日まで会期16日間で12月市議会定例会があります。以上で報告は終わります。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。  
次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。ここで職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会11月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時40分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。